

定 款

公益社団法人 青森県緑化推進委員会

公益社団法人 青森県緑化推進委員会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人青森県緑化推進委員会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、森林の整備及び環境緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進を図り、もって、うるおいと安らぎに満ちた緑あふれる県土づくり及び国際貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する緑の募金をいう。）及び緑の募金による寄附金の管理
- (2) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者に対する交付金の交付
- (3) 森林整備等を行う者に対して助成をする者に対する交付金の交付
- (4) 森林整備等の事業
- (5) 緑の少幼年団の育成に関する事業

- (6) 県民緑化運動を広範に推進するための企画に関する事業
 - (7) 緑づくりの意識の啓発・普及に関する事業
 - (8) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (9) 森林保護意識の高揚に関する事業
 - (10) 緑化に関する調査研究及び緑化技術の普及に関する事業
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した者
 - (2) 特別会員 この法人に功績があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 正会員の入会に当たっては、理事会の承認を受けなければならない。

3 賛助会員の入会に当たっては、理事長の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任 意 退 会)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するとき及び特別会員が第 2 号に該当するときは、総会の決議によって、その正会員、賛助会員又は特別会員を除名することができる。

- (1) 会費の支払義務を 2 年以上履行しないとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、その総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 前 3 条の規定によりその資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第 3 章 会長、顧問、役員及び事務局

(会長及び顧問)

第 12 条 この法人に、会長及び顧問を置く。

- 2 会長及び顧問は、無報酬とする。
- 3 会長及び顧問は、この法人が主催する行事において、必要に応じて儀礼的行為を行う。

(役員の種類及び選任)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10人以上18人以内
- (2) 監 事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

- 4 専務理事は、理事長の命を受けてこの法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員でない監事に対しては、総会で定める役員報酬等支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事 務 局)

第 18 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免にあたっては、事前に理事会の承認を得なければならない。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 19 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 20 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 21 条 総会は、毎年度 1 回 2 月に定時総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 22 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第 24 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 25 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ご

とに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第26条 総会に出席できない正会員は、代理人（正会員に限る。）によってその議決権を行使し、又は理事会で定めるところにより、書面によってその議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長並びに総会において選出する議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第 33 条 この法人に緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算の審議

(2) 緑の募金の運用に関する重要事項の審議

(組 織)

第 34 条 運営協議会は、委員 10 人以上 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、知事の認可を受けて理事長が任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(運営協議会会長)

第 35 条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長が欠けたとき又は運営協議会会長に事故があるときは、委員のうちから、運営協議会会長があらかじめ定めた者がその職務を代行する。

(委 任)

第 36 条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(区分経理)

第 37 条 緑の募金による寄附金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聞いた後、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の書類を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聞いた後、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、前項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(解 散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は本間家大、副理事長は奥谷俊治、山口昇及び平井保光、専務理事は宇野良樹とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成28年2月26日から施行する。

